(証券コード　2315)
平成27年９月16日

株　主　各　位

東京都品川区東品川四丁目12番８号
株式会社　　Ｓ　　Ｊ　　Ｉ
代表取締役社長　劉　　天　泉

臨時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成27年９月30日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年10月１日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2. 場　　所　東京都品川区東品川四丁目12番８号
品川シーサイドイーストタワー　12階
株式会社ＳＪＩ　本社ＳＪホール

3. 株主総会の目的である事項
決議事項
議　　案　定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知下さいますようお願い申し上げます。

以　上

（お 願 い）　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
（お知らせ）　株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載致します。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 当社は、平成27年６月30日付第三者割当増資により、株式会社ネクスグループ及びその親会社である株式会社フィスコのグループ会社となったことを受け、同グループ各社との相乗効果を発揮すること及び全社を挙げた経費削減の一環として平成27年11月１日をもって本店移転を実施するものであります。これに伴い、現行定款第３条（本店所在地）につき所要の変更を行なうものであります。

(2) 当社の事業年度は従来「毎年４月１日から翌年３月31日まで」としておりましたが、親会社であります株式会社ネクスグループの決算期（事業年度の末日）が毎年11月30日であるため、株式会社ネクスグループにおける連結決算等を適正かつ的確に対応できるよう、当社の事業年度を「毎年11月１日から翌年10月31日まで」に変更するものです。これに伴い、現行定款第10条（基準日)、第13条（招集)、第45条（事業年度)、第46条（剰余金の配当）及び第47条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。また、本店所在地及び事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則１条から４条を新設するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
第１条～第２条　＜条文省略＞	第１条～第２条　＜現行どおり＞
（本店所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。	（本店所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都目黒区に置く。
第４条～第９条　＜条文省略＞	第４条～第９条　＜現行どおり＞
（基準日） 第10条　会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　＜条文省略＞	（基準日） 第10条　会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　＜現行どおり＞

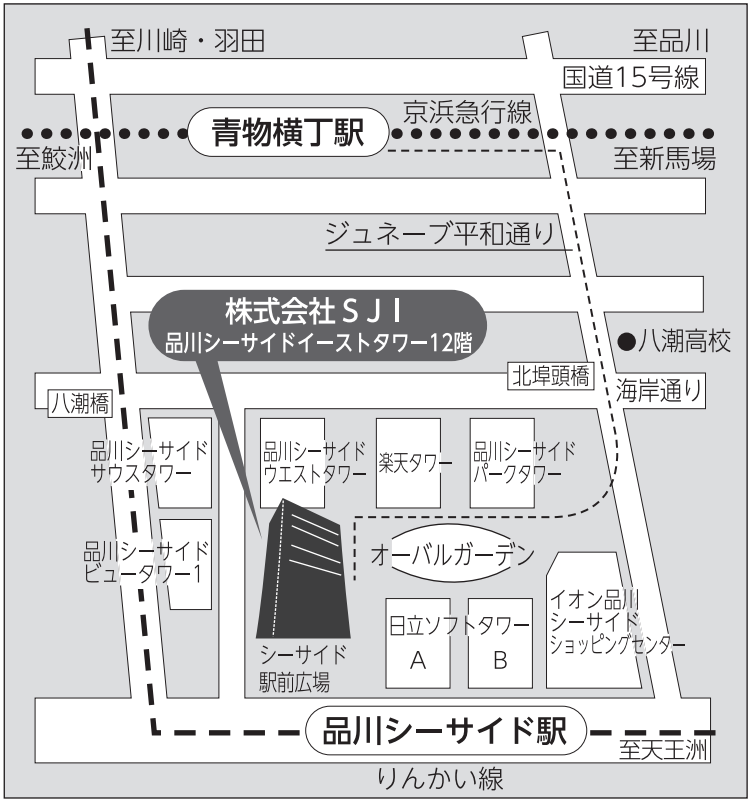
現行定款	変 更 案
第11条～第12条　＜条文省略＞	第11条～第12条　＜現行どおり＞
（招　集） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招　集） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年１月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第14条～第44条　＜条文省略＞	第14条～第44条　＜現行どおり＞
（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までとする。
（剰余金の配当） 第46条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	（剰余金の配当） 第46条　剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
（中間配当） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第48条　＜条文省略＞	第48条　＜現行どおり＞
（新設）	附　則(注) 第１条　第３条の変更は、2015年11月１日をもって効力を生ずるものとする。 第２条　第45条の規定にかかわらず、第27期の事業年度は平成27年４月１日から平成27年10月31日までとする。 第３条　第47条の規定にかかわらず、第27期の中間配当の基準日は、平成27年９月30日とする。 第４条　本附則第１条は、本店移転日経過後、これを削除する。また、附則第２条、第３条、第４条は平成27年10月31日まで有効であり同日の経過をもって無効とし削除する。

（注）事業年度の変更に伴い、第27期事業年度は平成27年４月１日から平成27年10月31日までの７ヶ月の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区東品川四丁目12番８号
品川シーサイドイーストタワー 12階
本社　ＳＪホール
電話（03）5769-8200



交通のご案内
りんかい線「品川シーサイド」駅直結（最寄出口C）
京浜急行線「青物横丁」駅徒歩10分

UD FONT